第百十条の五第六項中「法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から令第二十三条の三の五第一項第一号に規定する入院療養等」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め、同条第七項中「医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改める。

第百十条の六の見出しを「（限度額適用・標準負担額減額の認定）」に改め、同条第一項中「又は第二号ハ若しくはニ」を「、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくは第四号ハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）」に改め、「の認定」の下に「又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）」を加え、同項第六号及び同条第二項中「又は第三項第三号若しくは第四号」を「、第二項第三号、第三項第三号若しくは第四号、第四項第三号若しくは第五項第三号」に、同条第四項第一号から三号までの規定中「とき」を「とき。」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　令第二十三条の三の五第一項第一号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の四第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ニに掲げる者が令第二十三条の三の五第一項第三号ニに掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第四号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第五項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第三号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

第百十条の六第四項第五号及び第六号中「とき」を「とき。」に改め、同条第六項中「法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から令第二十三条の三の五第一項各号に掲げる」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め、同条第七項中「医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改める。

第百十九条中「第五十三条に規定する」を「第五十三条第一項に掲げる」に、「第二十三条の三の五第一項から第五項まで」を「第二十三条の三の五第一項から第十項まで」に改める。

第百五十七条第二項中「前項の組合」を「同項の組合」に改める。

第百六十四条の二第一項中「第百十五条第五項」を「第百十五条第六項」に改める。

第百七十七条の二第一項中「法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局」を「保険医療機関等」に改め、同条第二項中「医療機関若しくは薬局又は当該指定訪問看護事業者」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め、同条第三項中「法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局」を「保険医療機関等」に改める。

附則第二条の二を削り、附則第二条の三を附則第二条の二とする。

別紙様式第二十五号の㈣の注意事項2中「入院に係る療養又は総務大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療（以下「入院療養等」という。）を受ける場合は、入院療養等」を「療養」に改め、「保険医療機関等」の次に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同様式の㈣の注意事項3中「保険医療機関等」の次に「又は指定訪問看護事業者」に、「この場合」を「入院療養等」に改め、同様式の㈣の備考6中「第23条の3の4第1項第2号」を「第23条の3の4第1項第2号又は第2項第2号」の次に「又は第2項第2号」を加え、「同項第1号」を「第1項第1号又は第2項第1号」に改める。

別紙様式第二十五号の二の㈣の注意事項2中「入院に係る療養又は総務大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療（以下「入院療養等」という。）」を「療養」に改め、同様式の㈣の注意事項2㈠中「入院療養等」を「療養」に改め、「保険医療機関等」の次に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同様式の㈣の注意事項3中「保険医療機関等」の次に「又は指定訪問看護事業者」に、「この場合」を「入院療養等」に改め、同様式の㈣の備考6中「第23条の3の4第1項第3号」の次に「又は第2項第3号」を加え、「同条第3項第4号」を「第3項第4号」に改める。

別表第一号表第一号表の二利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）借方の項中「基礎年金拠出金負担金」を「基礎年金拠出金負担金　連合会交付金返還金」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この命令による改正前の別紙様式第二十五号による限度額適用認定証及び別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この命令による改正後の別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十五号の二の様式によるものとみなす。

第三条　この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十五号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

省　令

○総務省令第十号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十七号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の四及び第二十三条の三の五の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二十一日

総務大臣　川端　達夫

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の四の二第二項中「健康保険法施行令第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者」を「令第二十三条の三の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第一号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者」に改め、同条第三項中「第二十三条の三の四第二項第三号」の下に「（同条第四項第三号において引用する場合を含む。）」を加え、「健康保険法施行令第四十二条第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める者」を「令第二十三条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ハ又は第三号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者」に改め、同条第四項中「第二十三条の三の四第三項第四号」の下に「（同条第四項第四号において引用する場合を含む。）」を加え、「健康保険法施行令第四十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める者」を「令第二十三条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ニ又は第三号ニの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者」に改める。